

## 【1. 令和5年度定時総会について】

令和5年度の当協会定時総会については、以下の日程で開催致しました。

1. 日 時 5月26日(金)午後3時
2. 会 場 群馬建設会館 2階 ホール
3. 報告事項 令和4年度事業実施報告の件  
令和5年度事業計画及び同収支予算の件
4. 決議事項 令和4年度収支決算承認の件  
役員改選の件

欠席された会員企業におかれましては、決議文及び総会資料を送付しております。  
また、総会の決議に伴い「令和5年度会費の納入のお知らせ」についてもご案内いたしますのでご確認の程、宜しくお願い致します。

## 【2. 令和5年度 火薬類取扱保安責任者試験・製造保安責任者試験及び 養成講習会について】

令和5年度の標記試験及び標記講習会の日程は以下の通りです。  
申込方法は以下の通りとなりますので、ご協力お願いいたします。

- 試験の願書受付は『**郵送**』での対応とさせていただきます
- 養成講習会の申込は『**FAX (027-252-1993)**』または『**メール(kayaku@gun-ken.or.jp)**』、受講料は『**振込み**』での対応とさせていただきます

### ●【火薬類取扱保安責任者試験(甲種・乙種)及び火薬類製造保安責任者試験(丙種)】

試 験 日：令和5年9月3日(日)  
試 験 会 場：群馬建設会館 2階 ホール(前橋市元総社町二丁目5番地3)  
受 付 期 間：令和5年6月20日(火)～6月29日(木)(当日消印有効)  
受 付 場 所：群馬県火薬類保安協会事務局 (**郵送にて申込**)  
配 布 期 間：令和5年5月26日(金)～6月29日(木)  
配 布 場 所：群馬県火薬類保安協会事務局・群馬県12土木事務所(土木事務所は配布のみ)

### ●【甲種・乙種火薬類取扱保安責任者 養成講習会】

本講習会は対面形式で実施します。  
受講を希望される方は願書に同封の申込書にてお申込み下さい。

講 習 日：令和5年7月12日(水)13日(木) 2日間  
講 習 会 場：群馬建設会館 2階 ホール(前橋市元総社町二丁目5番地3)  
受 付 期 間：令和5年6月20日(火)～6月29日(木)  
受 付 場 所：群馬県火薬類保安協会事務局 (**FAXにて申込**)  
定 員：30名程度

### 【3. 令和5年度保安教育講習会(従事者含)・再教育講習会について】



講習会ページ

令和5年度の各種講習会は従来通りの**対面形式**を再開します。

受付は6月1日(木)から各回締切日・もしくは定員になり次第締切となります。  
講習会の詳細及び受付状況等は、随時当協会ホームページでお知らせいたします  
のでご確認ください。

- 手帳の受講記録欄が満杯となった方は、更新交付の手続きが必要となります
- 黒手帳の表紙に**赤シール**が貼ってある方は本年度が受講年となります  
(保安手帳の5.6ページ「講習受講記録」の次回受講期限日が**5.12.31(令和5年末)**のもの)

#### 【保安教育講習会 日程(従事者講習会)】

開催日程	開催会場	定員	受付開始	受講時間
7月27日(木) <b>7月13日(木)×切</b>	群馬建設会館 2階	70名	9:30~	10:30~12:00(法令) 13:00~15:30(技術)
9月22日(金) <b>9月8日(金)×切</b>	群馬建設会館 2階	70名		
10月11日(水) <b>9月27日(水)×切</b>	群馬建設会館 2階	50名		
11月28日(火) <b>11月14日(火)×切</b>	群馬建設会館 2階	50名		
12月13日(水) <b>11月29日(水)×切</b>	群馬建設会館 2階	45名		

※各回12:00~13:00に昼食休憩、講義の状況に併せて適宜休憩を挟みます。

#### 【再教育講習会 日程】

開催日程	開催場所	定員	受付時間	受講時間
7月20日(木) <b>7月6日(木)×切</b>	群馬建設会館 2階	20名	9:00~	10:00~12:00(法令・県)
12月6日(水) <b>11月22日(水)×切</b>				13:00~14:00(法令・県警) 14:00~17:00(技術)

※各回12:00~13:00に昼食休憩、講義の状況に併せて適宜休憩を挟みます。

★火薬類取扱保安責任者免状の再発行等につきましては以下へお問い合わせください。

群馬県総務部消防保安課 保安係 (TEL:027-226-2247)

### 【4. 令和5年度火薬類危害予防週間について】

標記について、令和5年度は6月10日(土)~16日(金)となっています。火薬類による災害防止・事故防止について一層の予防に努めてください。



#### ●『火薬類危害予防週間』とは

火薬類による災害・事故を防止し、公共の安全を確保することを目的として、経済産業省・(公社)全国火薬類保安協会・各都道府県火薬類保安協会等が予防週間として定めています。

参考：経済産業省HP

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2023/05/20230523.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/05/20230523.html)

## 群馬県火薬類保安協会

群馬県前橋市元総社町二丁目5番地3((一社)群馬県建設業協会内)

(問い合わせ先) 電話:027-252-1666 FAX:027-252-1993

E-Mail:kayaku@gun-ken.or.jp



火薬類保安協会HP